

# シルバー人材センターの業務委託契約関係を見直します

令和6年11月1日に、いわゆる「フリーランス法」（「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律」）が施行されました。

これをうけ、フリーランス（特定受託事業者）として位置づけられているシルバー会員が法による保護を受け、安心・安全に就業できる環境を整備する必要があり、国からもシルバー人材センターの契約方法について見直し方針が示されています。

現在の請負・委任の形態での契約について、当センターでは令和7年4月1日から契約方法の見直しを行う予定です。ご理解をお願いします。

## 発注依頼から業務終了までの主な流れ

